○農林水産省令第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第五項及び第六項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

農林水産大臣　林　芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「協議」を「協議等」に改め、同条中「後」の下に「、法第五条第三項に規定する事項に係るものを除き」を加え、「法第六条第六項」を「法第六条第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第六条第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、地域森林計画に記載しようとする法第五条第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に規定する規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

○国土交通省令第七十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「公報」の下に「又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」を加える。

第二十三条の三第三項中「次項前段」を「次項」に改め、同条第四項後段を削る。

（建築士法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「公報」の下に「又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」を加える。

一　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二、第六条の三及び第二十二条の六

二　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十九条の三、第三十条の二及び第三十一条の十三

（港湾法施行規則の一部改正）

第三条　港湾法施行規則（昭和二十六運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四を削り、第三条の五を第三条の四とし、第三条の六を第三条の五とし、第三条の七を第三条の六とする。

第十三条第一項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に、「五箇月」を「五月」に、「国土交通大臣に提出」を「公表」に改める。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「公報による」を「公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行う」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第五条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「公報による」を「公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする」に改める。

（水防法施行規則の一部改正）

第六条　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「を官報又は都道府県の公報に掲載する」を「について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行う」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第七条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表第十四条の項中「官報」の下に「で告示すること」を、「公報」の下に「又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」を加える。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

○国土交通省令第七十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十三条の規定に基づき、宅地造成等規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

宅地造成等規制法施行規則の一部を改正する省令

宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「法第三条第三項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）及び」を削り、「委任する」の下に「。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない」を加える。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。